

監査公表第12号

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定に基づき次のとおり監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

令和3年11月18日

新城市監査委員 原 義弘

第1 監査種別
定例監査・行政監査

第2 監査の対象
総務部 財政課

第3 監査に当たった監査委員
原義弘、澤田恵子（ただし令和3年11月12日まで）

第4 監査の期間
令和3年9月10日～令和3年11月18日

第5 監査の方法
令和3年度の監査実施計画に基づき上記部局に係る今年度実施されている事務事業について、あらかじめ提出された監査資料をもとに法令、計数は勿論、事業の有効性、効率性、経済性、重点施策実施状況等に留意して聴取を行った。

第6 監査の結果
事務処理及び事業の執行については、概ね適正に処理されていると認められた。なお、軽易な事項についてはそれぞれ監査の過程において触れたところであるが、以下の項目を意見として発表する。
監査結果に対する是正措置や検討状況等については、この報告の受領日から概ね3か月を目処に通知されたい。

総務部

【財政課】

意見

- 1 各課で行われる随意契約について、前年踏襲されている案件が多く見受けられる。仕様、環境の変化があるものが、現状適切な契約になっているかの検証をするよう、引続き随意契約のガイドライン説明会等で周知されたい。
- 2 内部統制に基づく業務手順書の作成については細かい部分まで作成されているが、さらに業務上の様々なリスクを洗い出し、その対応について網羅するものに見直されたい。また、一年に一回は見直しを行い、作成した日及び更新した日などの日付を記入し、次回見直す際に経緯がわかるようにされたい。
- 3 回議用紙、決裁カード、供覧カードについて未記入箇所のあるものが散見される。作成については各項目を確実に記載し、記入漏れがないよう作成されたい。